令和8年度

幼稚園・保育園等 入園案内

◆令和8年4月 保育園・認定こども園(2・3号認定)・小規模保育事業所 入園申込

	申込期間	申込場所
第一次募集	(オンライン) 令和7年 9月1日(月)~10月15日(水)	市役所こども未来課 郵送(こども未来課)
	(オンライン以外) 令和7年10月1日(水)~10月15日(水)	各地域振興局地域住民課 第一希望の園
第二次募集	令和8年1月13日(火)~1月23日(金)	市役所こども未来課 郵送(こども未来課)
第三次募集	令和8年3月 2日(月)~3月 9日(月)	各地域振興局地域住民課

[※]第二次募集・第三次募集の申込もオンラインで受け付けています。

◆令和8年4月 幼稚園・認定こども園(1号認定) 入園申込

	申込期間	申込場所
第一次募集	令和7年10月1日(水)~10月15日(水)	第一希望の園
第二次募集	令和8年1月13日(火)~ 3月31日(火)	郵送(こども未来課)

◆年度途中入園申込(令和8年5月以降)

	申込期間	申込場所
保育園		松阪市役所こども未来課
小規模保育事業所	入園希望月の前月 1日〜15日 ※オンラインは毎月10日まで受付	郵送(こども未来課)
認定こども園(2・3号)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	各地域振興局地域住民課
幼稚園	『右中	第一希望の園
認定こども園 (1号)	随時	郵送(こども未来課)

(郵送先)

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 松阪市役所 こども未来課

(お問合せ先)

松阪市役所 こども未来課 (0598) 53-4083 嬉野地域振興局 地域住民課 (0598) 48-3809 三雲地域振興局 地域住民課 (0598) 56-7910 飯南地域振興局 地域住民課 (0598) 32-2922 飯高地域振興局 地域住民課 (0598) 46-7112



はじめにお読みください。

利用できる施設

幼稚園

小学校以降の教育の基礎を培うものとして、生きる 力や学びの基礎を育む施設です。3歳~5歳の幼児で あることが条件です。

【認定区分】1号認定

認定こども園

幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、就学前の子ども に保育と教育を一体的に提供する施設です。

【認定区分】1号認定

2号認定·3号認定

保育園

0歳~5歳の児童であることに加え、保護者がいつも働いている場合や病気などで家庭での保育ができないなどの理由で保育が必要と認められる場合、保護者に代わって保育する施設です。

【認定区分】2号認定・3号認定

小規模保育事業所

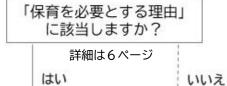
少人数で家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う施設です。0歳~2歳児で、保育園の入園資格を満たすことが条件です。

【認定区分】3号認定

入園施設に関するフローチャート



「保育を必要とする理由」 に該当しますか? 詳細は6ページ いいえ はい 1 号認定 幼稚園 ステラス はい 保育園 認定こども園 認定こども園 0~2歳(4月1日時点)



3号認定

保育園 認定こども園 小規模保育事業所

詳細は7ページ

一時預かり

詳細は21ページ

誰でも通園

こども誰でも通園

詳細は10ページ

就労要件等を問わず、月一定時間の範囲内で柔軟にこどもを預けることができます。生後 6 か月~2 歳児(3 歳の誕生日の前々日まで)で保育園等に通っていないこどもが対象です。詳細は二次元コードからご確認ください。

詳細は7ページ



クラス年齢表

<u>令和8年4月1日時点の年齢</u>でクラスが決まります。年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

クラス	生年月日	就学前期間	対象施設
0歳児	令和7年(2025年)4月2日~	令和14年3月31日まで	保育園
1歳児	令和6年(2024年)4月2日~令和7年4月1日	令和13年3月31日まで	認定こども園
2歳児	令和5年(2023年)4月2日~令和6年4月1日	令和12年3月31日まで	小規模保育事業所
3歳児	令和4年(2022年)4月2日~令和5年4月1日	令和11年3月31日まで	幼稚園
4歳児	令和3年(2021年)4月2日~令和4年4月1日	令和10年3月31日まで	保育園
5歳児	令和2年(2020年)4月2日~令和3年4月1日	令和 9年3月31日まで	認定こども園

令和8年度入園申込の注意点

令和8年4月より下記の保育園が認定こども園となる予定です。

園名	所在地	対象年齢(月齢)
わかすぎ保育園	嬉野中川町1263-1	
わかすぎ第二保育園	立野町518	0 - 5 毎旧/概わ井後进2か日 -)
わかすぎ第三保育園	基目町653−1	0~5歳児(概ね生後満2か月~)
松阪清泉愛育園	大黒田町609	

(1) 1号認定の入園の手続き

1号認定は、3歳児(令和8年4月1日時点)からの入園となります。

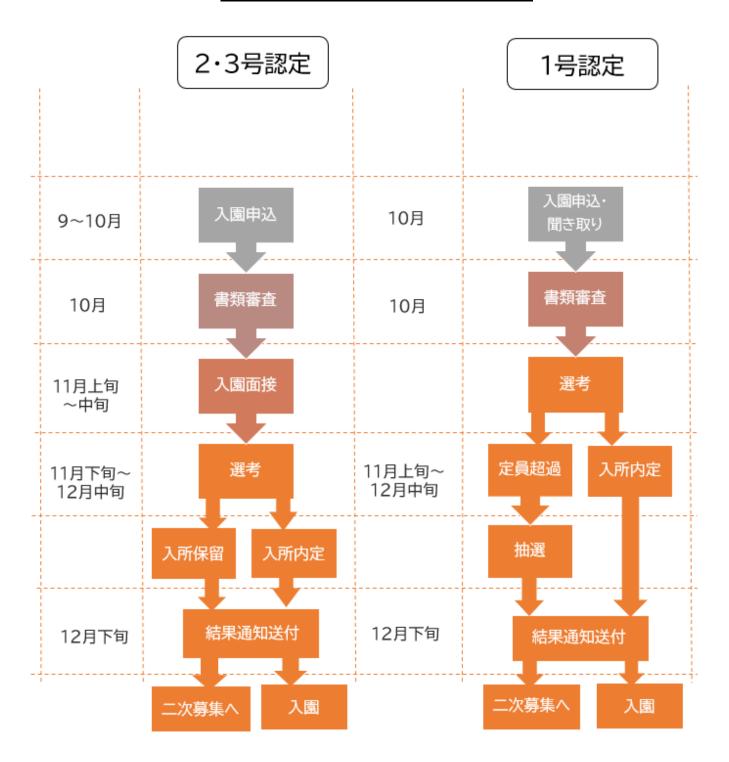
入園を希望する場合は、<u>希望園へ直接申込み</u>となります。詳しくは各園へお問い合わせいただき、入園申込に必要な書類は12ページでご確認ください。

(2) 2・3号認定の入園の手続き

2・3号認定の入園申込に必要な書類は12ページでご確認ください。

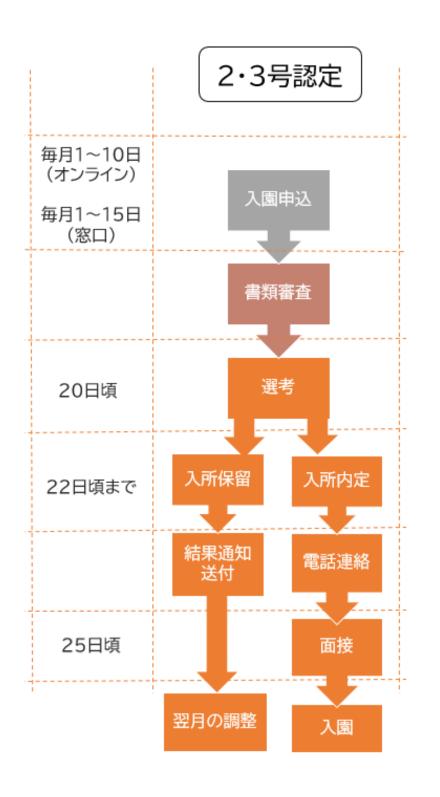
申込から入園までの流れ

令和8年4月入園第一次募集



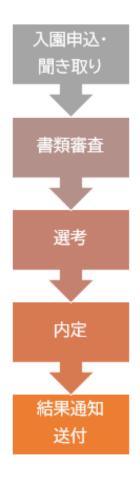
- ※2・3号認定の第二次募集~第三次募集の流れは、8ページでご確認ください。
- ※1号認定の第二次募集の流れは、10ページでご確認ください。

年度途中入園



1号認定

※4月以降、施設での準備が整い 次第、定員の受入れ可能な範囲内で 随時入園することができます。



目次

教育・保育給付認定について	6ページ
認定区分、保育を必要とする理由と認定期間	
令和8年4月 2号・3号認定の入園の手続き	7ページ
オンライン申込みについて、第一次募集、第二次募集、第三次募集、入園予約	
令和8年4月 1号認定の入園の手続き	10ページ
第一次募集、第二次募集	
年度途中入園の手続き	11ページ
保育園・認定こども園(2号・3号認定)・小規模保育事業所、幼稚園・認定こども園(1 号認定)	
入園申込みに必要なもの	12ページ
申請に必要な書類、食物アレルギー対応、支援を必要とするお子さんについて	
保育時間について	14ページ
保育標準時間と保育短時間、園児のお迎え、ならし保育、次年度の入園継続の確認	
保育料・給食費について	15ページ
保育料・副食費の決定方法、保育料の試算方法、令和8年度保育料・副食費免除基準額表、保育料・副食	貴の軽減について
保育料・副食費の決定方法、保育料の試算方法、令和8年度保育料・副食費免除基準額表、保育料・副食費 入園後の手続きについて	貴の軽減について 18ページ
入園後の手続きについて	
入園後の手続きについて 教育・保育給付認定の変更、利用施設の退園・転園、市外の保育施設の利用(広域入所)	18ページ
入園後の手続きについて 教育・保育給付認定の変更、利用施設の退園・転園、市外の保育施設の利用(広域入所) 特別保育について	18ページ
入園後の手続きについて 教育・保育給付認定の変更、利用施設の退園・転園、市外の保育施設の利用(広域入所) 特別保育について 延長保育、超延長保育、休日保育、預かり保育	18ページ
入園後の手続きについて 教育・保育給付認定の変更、利用施設の退園・転園、市外の保育施設の利用(広域入所) 特別保育について 延長保育、超延長保育、休日保育、預かり保育 病児及び病後児保育について	18ページ
入園後の手続きについて 教育・保育給付認定の変更、利用施設の退園・転園、市外の保育施設の利用(広域入所) 特別保育について 延長保育、超延長保育、休日保育、預かり保育 病児及び病後児保育について 病児及び病後児保育について、病児及び病後児保育の送迎サービスについて、一時預かり保育について	18ページ 19ページ 20ページ
入園後の手続きについて 教育・保育給付認定の変更、利用施設の退園・転園、市外の保育施設の利用(広域入所) 特別保育について 延長保育、超延長保育、休日保育、預かり保育 病児及び病後児保育について 病児及び病後児保育について、病児及び病後児保育の送迎サービスについて、一時預かり保育について その他、子育て関係サービス一覧	18ページ 19ページ 20ページ
入園後の手続きについて 教育・保育給付認定の変更、利用施設の退園・転園、市外の保育施設の利用(広域入所) 特別保育について 延長保育、超延長保育、休日保育、預かり保育 病児及び病後児保育について 病児及び病後児保育について、病児及び病後児保育の送迎サービスについて、一時預かり保育について その他、子育て関係サービス一覧 認可外保育施設等の一覧、一時預かり利用チケット、認可外保育施設 利用時の給付、ファミリーサポート	18ページ 19ページ 20ページ センター
入園後の手続きについて 教育・保育給付認定の変更、利用施設の退園・転園、市外の保育施設の利用(広域入所) 特別保育について 延長保育、超延長保育、休日保育、預かり保育 病児及び病後児保育について 病児及び病後児保育について、病児及び病後児保育の送迎サービスについて、一時預かり保育について その他、子育て関係サービス一覧 認可外保育施設等の一覧、一時預かり利用チケット、認可外保育施設 利用時の給付、ファミリーサポート 幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所 一覧表	18ページ 19ページ 20ページ センター

教育・保育給付認定について

認定区分

認定区分	年齢	利用できる施設	保育を必要とする理由	保育時間
1号認定	満3歳以上	幼稚園・認定こども園	不要	教育標準時間 8:30~14:00
2号認定	満3歳以上	保育園・認定こども園	必要	保育短時間 8:30~16:30
3号認定	0歳~2歳	保育園・認定こども園 小規模保育事業所	必安	保育標準時間 7:00xは7:30~18:00

保育を必要とする理由と認定期間

理由	条件	認定期間
就労	家庭外又は家庭内で月64時間以上の就労(個人事業含む)。 ※育休中の保護者は入園月内に復職が必須です。	小学校就学まで
妊娠 出産	児童の母が出産前後であること。	出産予定月の前2か月間と出産 (予定)日から8週間を経過する 日の翌日が属する月の末日まで
疾病障がい	児童の保護者などが疾病又は心身に障がいがあること。	医師記載の治癒見込み期間
介護 看護	同居親族に長期の病人や心身に障がいのある人がいて、児童の保護 者などがいつも介護又は看護にあたっていること。	小学校就学まで
災害復旧	住家で保護者が災害(火災・風水害・震災等)の復旧に従事。	左の状態の継続見込期間
求職活動	保護者が継続的に求職活動(起業準備含む)中であること。	3か月間
就学	保護者が学校や職業訓練を月64時間以上受けていること。 ※入園後1か月以内に就学開始することが条件です。	保護者の就学期間
虐待や DV C	のおそれがあるため。 	
その他	上記の要件に類する状態として、市長が認める場合。	市長が認める期間

- ※上記の理由に複数該当する場合、入園希望月における主たる理由で申込みを行ってください。
- ※保育を必要とする理由や就労先の変更等があれば、必ずこども未来課・各振興局地域住民課で手続きしてください。



令和8年4月 2号・3号認定の入園の手続き

受付期間中、2号・3号認定は24時間オンライン申込みできます!

右下の二次元コードから24時間スマートフォン、タブレット、パソコンから申込みができます。申込みにかかる時間は約20分です。**児童1人につき1申込みが必要となります**のでご注意ください。兄弟を同時に入園させる場合は、調整方法の希望を忘れずに入力してください。

※幼稚園・認定こども園(1号認定)のオンライン申請はできません。

オンライン申込みで必要な書類

- ・本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等の顔写真側)
- ・各種証明書(就労証明書などの保育を必要とする理由がわかるもの)
- ※添付できるファイルの拡張子は jpg、jpeg、png です。Excel、Word、PDF 等は添付できません。



第一次募集(令和8年4月1日入園)

【保育園・認定こども園(2号・3号認定)・小規模保育事業所の申込み】

(1) 申込期間と申込場所 申込みの重複にご注意ください。

申込方法	申込期間	場所
オンライン	令和7年9月1日(月)~10月15日(水)(24時間受付)	_
窓口	令和7年10月1日(水)~10月15日(水) 9:00~16:30(土曜・日曜・祝日を除く)	第一希望の園 市役所こども未来課 各地域振興局地域住民課
郵送	令和7年10月1日(水)~10月15日(水) ※10月15日(水)必着	市役所こども未来課宛

(2) 申込書類

オンラインで申込みを受け付けています。紙で申請をしたい場合は松阪市ホームページからダウンロードして印刷できるほか、各園やこども未来課、各地域振興局地域住民課でお渡ししています。入園申込に必要な書類は、12ページでご確認ください。

(3)面接

令和7年11月上旬~中旬頃(予定)に面接を行います。

- ※面接実施日時等の通知は、令和7年10月下旬頃(予定)に代表保護者へ通知します。
- ※住民登録のある住所地以外への通知を希望される場合は、必ず入園申込時に申し出てください。

(4) 入園の調整、結果について

在園児童調整後に第一次募集申込み者を調整し、結果は令和7年12月下旬頃に通知予定です。

第二次募集(令和8年4月1日入園)

【保育園・認定こども園(2号・3号認定)・小規模保育事業所の申込み】

(1) 申込期間と申込場所 申込みの重複にご注意ください。

申込方法	申込期間	場所
オンライン	令和8年1月13日(火)~1月23日(金)(24時間受付)	_
窓口	令和8年1月13日(火)~1月23日(金) 9:00~16:30(土曜・日曜を除く)	市役所こども未来課 各地域振興局地域住民課
郵送	令和8年1月13日(火)~1月23日(金) ※1月23日(金)必着	市役所こども未来課宛

(2) 申込書類

オンラインで申込みを受け付けています。紙で申請をしたい場合は松阪市ホームページからダウンロードして 印刷できるほか、各園やこども未来課、各地域振興局地域住民課でお渡ししています。入園申込に必要な書類 は12ページでご確認ください。

(3)面接

令和8年2月上旬頃(予定)に面接を行います。面接実施日時等については申込時に調整します。

(4) 入園の調整、結果について

第一次募集待機者と第二次募集申込者を調整し、結果は令和8年2月下旬頃通知予定です。

第三次募集(令和8年4月1日入園)

第一次・第二次募集で申込みをしていない方、申込後に取り下げ手続きをされていない方が対象です。

【保育園・認定こども園(2号・3号認定)・小規模保育事業所の申込み】

(1) 申込期間と申込場所 申込みの重複にご注意ください。

申込方法	申込期間	場所
オンライン	令和8年3月2日(月)~3月9日(月)(24時間受付)	_
窓口	令和8年3月2日(月)~3月9日(月) 9:00~16:30 (土曜・日曜を除く)	市役所こども未来課 各地域振興局地域住民課
郵送	令和8年3月2日(月)~3月9日(月) ※3月9日(月)必着	市役所こども未来課宛

(2) 申込書類

オンラインで申込みを受け付けています。紙で申請をしたい場合は松阪市ホームページからダウンロードして 印刷できるほか、各園やこども未来課、各地域振興局地域住民課でお渡ししています。入園申込に必要な書類 は12ページでご確認ください。

(3) 入園の調整、結果について

第二次募集待機者と第三次募集申込者を調整し、結果は令和8年3月下旬頃通知予定です。

(4)面接

内定された方全員を対象に面接を行います。面接日時等は、内定連絡時に調整します。

入園予約について ※保育園・こども園(3号認定)・小規模保育事業所のみ

入園予約制度とは、子どもが 1 歳の誕生日の前日まで育児休業を取得し、主に年度途中に職場復帰される保護者の方が、あらかじめ入園を予約しておくことで、スムーズに職場へ復帰できることを目的とした制度です。

保護者の 申込要件 (全項目必須)	・児童と保護者が申込時に松阪市に住民登録があること。 ・保護者が申込児童の1歳の誕生日の前日まで、育児休業・介護休業法等の法律に基づく育児休業を取得していること(産後休暇から継続して育児休業を取得する方が対象)。 ・申込児童が育児休業復帰月(1歳の誕生日を迎える月)に入園希望であること(ただし、パパ・ママ育休プラス制度を利用の場合は、1歳2か月が限度)。 ・入園月の月末までに育児休業から復帰可能であること。 ・保護者の双方が就労事由での申込みであること。	
実施園	保育園・認定こども園(3号認定)・小規模保育事業所 ※実施園は入園予約及び4月入園の第一次募集の申込状況、職員体制等を踏まえ総合的に判断します。	
定員	各園若干名	
入園希望可能月	育児休業復帰月(1歳の誕生日を迎える月) ※令和8年5月入園から10月入園までを対象とします。	
対象児童	0歳児クラス ※入園月に満1歳に達する児童であること	
申込受付方法	窓口直接申込み(こども未来課、各地域振興局地域住民課) ※各保育園・認定こども園・小規模保育事業所、またオンラインでの受付はできません。	
申込期間	令和7年10月1日(水)~10月15日(水)	
結果通知	令和7年12月下旬に全ての申込者宛てに結果を通知予定です。	
必要書類	育児休業明け保育園入園予約申込書兼同意書、就労証明書(父母それぞれの分が必要)	
面接	児童の健康状態の確認等を主目的とした面接を令和7年11月上旬から中旬(予定)にかけて実施 します。面接を受けられない場合は、申込取消とさせていただきます。 面接日程:令和7年10月下旬に申込者に面接日程を通知予定です。	
利用調整	松阪市保育園利用調整基準表に基づき、入園調整を行います。	
結果発表後	【内定した場合】 ・内定後、育児休業を取得していることが分かる書類の提出が必要です。 ・入園した月末までに復帰し、速やかに育児休業復帰証明書を提出していただきます。	

(注意事項)

- ・申込みは公立・私立それぞれ第一希望園のみとします。
- ・令和8年4月の「第一次募集」と「入園予約申込」の併願はできません。
 - ※入園予約で入園ができなかった場合に、第一次募集への申込みを希望する方は、第一次募集の対象となります。希望する場合は、申込書の希望確認欄にご記入ください。また、希望する方に限り、申立書に複数の希望園を記入できます。
- ・入園した年度中は、転園できません。
- ・入園予約は、通常入園より優先して確保するため、内定後のキャンセルは原則できません。
- ・内定後、入園月前に松阪市外に転出した場合は、内定取り消しとなります。 ※万が一、入園内定後に転出された場合は必ず予約月の前月末までに転入してください。
- ・入園予約が内定した後に、入園希望月を変更することはできません。
- ・事前に申込者数等をお答えすることはできません。
- ・申込時と保育を必要とする理由等が変わった場合、内定が取り消されることがあります。

令和8年4月 1号認定の入園の手続き

第一次募集(令和8年4月1日入園)

【幼稚園・認定こども園(1号認定)の申込み】 ※申込場所は希望園のみです

(1) 申込期間と申込場所 申込みの重複にご注意ください。

申込方法	申込期間	場所
窓口	令和7年10月1日(水)~10月15日(水) (土曜・日曜・祝日を除く)	<u>第一希望の</u> <u>幼稚園・認定こども園</u> ※オンライン不可
郵送	令和7年10月1日(水)~10月15日(水) ※10月15日(水)必着	市役所こども未来課宛

(2) 申込書類

申込みに必要な書類は、令和7年9月1日(月)より配布します。松阪市ホームページからダウンロードできるほか、各園やこども未来課、各地域振興局地域住民課で受け取れます。入園申込に必要な書類は12ページでご確認ください。

(3)面接

申込時に、園での簡単な聞き取りがあります。

※こども未来課、各地域振興局地域住民課で申込みを行った場合も、園を訪問していただく必要があります。

(4) 入園の調整、結果について

在園児調整後、第一次募集申込者を調整し、結果は令和7年12月末頃に通知します。

第二次募集(令和8年4月1日入園)

【幼稚園・認定こども園(1号認定)の申込み】 ※申込場所は希望園のみです

(1) 申込期間と申込場所 申込みの重複にご注意ください。

申込方法	申込期間	場所
窓口	令和8年1月13日(火)〜3月31日(火) (土曜・日曜・祝日を除く)	第一希望の 幼稚園・認定こども園 ※オンライン不可

(2) 申込書類

申込みに必要な書類は、松阪市のホームページからダウンロードできるほか、各園やこども未来課、各地域振 興局地域住民課で受け取りできます。入園申込に必要な書類は12ページでご確認ください。

(3) 入園の調整、結果について

第二次募集は先着順の決定です。三次募集はありません。



年度途中入園の手続き(令和8年5月~令和9年3月入園)

保育園・認定こども園(2号・3号認定)・小規模保育事業所の申込み

(1) 申込期間と申込場所 申込みの重複にご注意ください。

申込方法	期間	場所
オンライン	入園希望月(5月~3月)の前月の1日~10日(24時間受付)	_
80-	入園希望月(5月~3月)の前月の1日~15日まで	市役所こども未来課
窓口	9:00~16:30(土曜・日曜・祝日を除く)	各地域振興局地域住民課
近い子	入園希望月(5月~3月)の前月の1日~15日まで	士犯託ニビナナ東調索
郵送	※15日必着	市役所こども未来課宛

(2) 申込書類

オンラインで申込みを受け付けています。紙で申請をしたい場合は松阪市ホームページからダウンロードして 印刷できるほか、各園やこども未来課、各地域振興局地域住民課でお渡ししています。入園申込に必要な書類 は12ページでご確認ください。

(3) 入園の調整、結果について

在園児童の入園調整後、年度途中入園で入園申込された方の調整を行います。結果通知は以下のとおりです。

・入園日は毎月1日(※土曜・日曜・祝日を除く)

後も入園調整を希望する場合は、手続きの必要なく引き続き調整を行います。

- ・入園内定の場合:電話で面接案内を行います。面接や健康チェックを受けない場合、又は面接の結果に よっては内定取消となることがあります。
- ・入園待機の場合:入所保留通知書を申込月の下旬頃に通知します。 ※令和8年度入園申込みは令和8年度中有効です(ただし、保育を必要とする理由により切れる場合あり)。入園待機

入園調整

「松阪市保育園利用調整基準表」に基づいて家庭の状況に応じて保育を必要とする理由を点数化し、点数順に第一希望から希望園の空き状況を確認します。入園調整はクラス年齢ごとに行い、同点時は優先度で判断します。希望者数が定員を超えた場合、希望園に入園できないことがあります。

幼稚園・認定こども園(1号認定)の申込み

4月以降、施設での準備が整い次第、定員の受入可能な範囲内で随時入園することができます。入園申込書類を、 入園を希望する幼稚園・認定こども園に提出してください。入園申込に必要な書類は12ページでご確認ください。

入園申込みに必要なもの

申込締切日までに必要書類をそろえ、各申込場所へ提出してください。不備がある場合、受付不可や入園調整ができないことがあります。書類は市ホームページや各園、こども未来課、各地域振興局地域住民課で入手可能です。

認定区分	提出する書類
1号認定	教育・保育給付認定申請書、入園願書 ※必要に応じて追加書類を提出していただきます。
2号認定 3号認定	教育・保育給付認定申請書 兼 保育園等入園申込書 申請に必要な書類(下の表でご確認ください) ※必要に応じて追加書類を提出していただきます。

申請に必要な書類

-1-різі-	ひ女の自然				
	理由	教育・保育給付認定に必要な書類			
家庭外勤務		事業主が証明した「就労証明書」			
	法人	事業主が証明した「就労証明書」			
就労	自営業・農業	「就労証明書」+「自営業申告書」+「自営の証明書類の写し」			
汎力	(個人事業主)	(確定申告書、開業届、農家基本台帳等)			
	自営業	「就労証明書」+「自営業申告書」+「専従者であることを証明できる書類の写し」			
	(専従者)	(事業主の確定申告書、源泉徴収票等)			
+	妊娠・出産	「母子健康手帳の写し」(表紙及び分娩予定日の記載があるページ等)」			
,	佐城・山)生	※「分娩予定日証明書」・「産科医療補償制度登録証」等でも可			
疾	病・障がい	医師が記入した「意見書」、「身体障害者手帳・療育手帳」の写し(所持している場合)			
1	介護・看護	「家庭状況申告書」			
	求職活動	「確約書」			
		「家庭状況申告書」、「入学(校)証、在学証明証又は学生証の写し」及び			
	就学	「時間割等スケジュールが分かるものの写し」			
		(職業訓練に該当する場合)「職業訓練に該当することがわかるものの写し」			
災害復旧		罹災証明書			
		必要に応じて追加書類の提出を求めます。			
	その他	※申込時に世帯員の障がいを有と申請される場合、障害者手帳や(特別児童扶養手当の支給対象児			
		童、国民年金の障害基礎年金の受給者であることが分かる)証書のコピーを提出してください。			

※児童1人につき父・母それぞれの書類が必要です。

※同居祖父母等が65歳未満で保育困難な場合、書類が必要です。提出がないと保育可能とみなし、入園優先順位が下がります。





入園申込書類は原則保護者が提出し、以下の書類をご提示ください。

- ①保護者のマイナンバー確認書類(以下のいずれか1点)
 - ・マイナンバーカード ※マイナンバーカード提示の場合、②の本人確認書類は不要です。
 - ・マイナンバー通知カード
 - ・マイナンバー記載の住民票の写し(又は住民票記載事項証明)
- ②保護者の本人確認書類(コピー可)※1の書類の場合は1点、2の場合は2点ご用意いただく必要があります。
 - 1.写真付身分証明書…運転免許証、障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)、 旅券(パスポート)、在留カード等
 - 2. 写真無身分証明書…児童扶養手当証書、社員証又は学生証、国民年金手帳等

その他必要に応じた書類

- ・保育料又は副食費の算定に必要な書類
 - 保育料や副食費の算定に市町村民税情報が必要です。他自治体で課税されている場合、マイナンバーを使用して 税情報を照会するため、面接時にマイナンバーを示す書類の提出をお願いすることがあります。
- ・保育料及び食材料費の支払いを口座振替で行います。詳細については面接時にご案内します。

食物アレルギー対応

給食における食物アレルギー対応については、医師の診断を受けた上で、保護者からの申し出があった場合に、 集団給食の中で可能な範囲で除去食等の対応を行います。ただし、対応困難な場合などは弁当の持参をお願いするこ とがあります。

支援を必要とするお子さんについて

1.保育・教育について

松阪市の保育施設では、全てのお子さんがクラスの中で集団生活をし、発達に合わせて遊びや生活の経験を広げて いきます。

|保育園・認定こども園||お子さんが担任保育士の配慮に加え、さらに支援を要する場合には「加配保育士」又は「看 護師」の配置をし、お子さんの育ちを支援しています。在籍されている園で加配保育士や看 護師の体制が整わない場合は、他の園をご紹介させていただく場合があります。

幼稚園

クラスに「支援担当者」や「看護師」を配置し支援をしています。

2. 医療的ケア児について

たんの吸引や経鼻栄養、在宅酸素などの医療的ケアが必要なお子さん(以下「医療的ケア児」という)は公立 保育園又は認定こども園、幼稚園で受入れをしており、年度初めの入園を基本とします。お子さんが安全で安 心して在園できるよう、園の丁寧な見守り・迅速な対応等を徹底し、安全な医療的ケアを行います。支援にあ たっては、「医療的ケア児の受入れガイドライン」に沿って行います。

いずれの場合も入園申込時又は入園をお考えになられた際はこども未来課へご相談ください。



市ホームページ: 松阪市医療的ケア児の受入れについて

保育時間について

保育標準時間と保育短時間

保育必要量	保育を必要とする理由
保育標準時間	「就労」「就学」「介護・看護」で要する時間が <u>月 120 時間以上</u>
7:00又は7:30~18:00	「妊娠・出産」「保護者の疾病・障がい」「災害復旧」など
	「就労」「就学」「介護・看護」で要する時間が月 64 時間以上 120
保育短時間 8:30~16:30	時間未満「求職活動」「育児休業(既に保育園・認定こども園に入
8.30 10.30	所している児童に限る)」など

- ※保育時間は理由により異なり、開所時間は園ごとに異なります。詳細は各園へお問い合わせください。
- ※父母で保育の必要量が「保育標準時間」と「保育短時間」で異なる場合は、「保育短時間」の認定となります。
- ※保育を必要とする理由が「就労」の理由で保育短時間認定に該当するが、通勤時間が長い等の理由があり、保育標準時間を 希望する方については、申立の内容により保育標準時間認定を認める場合があります。
- ※保育短時間認定の方が、保育標準時間と同じ時間帯を利用した場合、延長保育料を別途徴収いたします。徴収は各園が行います(8:30~16:30を少しでも超えると対象となりますのでご注意ください)。
- ※「育児休業」を理由としての入園申込みはできませんが、既に保育園・認定こども園等に在園している児童の保護者のうち、保育を必要とする理由が「就労」等の理由の場合、育児休業への変更が認められる場合があります。

園児のお迎え

園の利用は、就労時間などにより、実際に保育が必要な時間のみとなります。長時間園で過ごすことは児童の負担にもなりますので、お迎え可能な時間となりましたら、速やかにお迎えに来ていただくようお願いします。

ならし保育

入園後の約1週間、児童が初めての集団保育に慣れ、健康面への負担を軽減するため、通常より短い保育時間で「ならし保育」を行います。児童の体調や状況により期間が変動する場合があります。

次年度の入園継続の確認

入園期間は最長で年度末(3月末)までです。毎年10月1日時点で在園している児童は翌年4月以降の入園継続確認が行われますが、10月1日時点で在園していない場合、翌年4月以降には継続できません。11月以降に途中 入園した児童はその年度末まで利用可能で、翌年度の4月以降も希望する場合は新たに新年度の申込みが必要です。



保育料・給食費について

0~2歳児クラスは教育・保育経費の一部を保育料として負担いただきます。3~5歳児クラスの保育料は無料ですが、給食費(主食費と副食費)の負担があります。

保育料・副食費の決定方法

- ・保育料や副食費免除は保護者や祖父母の市町村民税合算額で決定されます。保育料と副食費免除は松阪市が決定 し、副食費の額は各園(公立園は松阪市)が定めます。
- ・0~2歳児には「保育料決定通知」、3~5歳児の免除対象者には「副食費免除のお知らせ」を3月中に通知します。免除対象外の保護者には通知しません。
 - ※年度途中に3歳(2号認定)になった場合でも、年度末までは保育料がかかります。
- ・令和8年4月分~8月分の保育料の額・副食費免除の決定は、令和7年度分市町村民税額から決定します。 9月以降の保育料については、令和8年度市町村民税の額から決定します。

				令和8年						令和9年	
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7	令和7年度分市町村民税額(令和6年中収入)					令和8	年度分市	町村民税額	頁(令和7年	中収入)	

- (注) 毎年9月に、新しい市町村民税に基づき、保育料の額及び副食費免除の決定をします。
- (1) 松阪市以外に居住されていた方
 - ・市町村民税額の課税基準日に松阪市外にお住まいの方は、個人番号を利用して、松阪市が他市町村へ 市町村民税額等を照会することにより、市町村民税額等を確認します。
 - ・海外で収入を得られている場合は、収入又は所得の額や控除額が確認できる書類の提出が必要です。 市民税課へ確認のもと市町村民税額を推算して、保育料を算定します。
- (2) 所得が確認できない方について
 - ・市町村民税額が確認できない場合、保育料は最高階層(第10階層)や副食費の負担が発生することがあります。収入がなくても判定のため申告が必要ですので、速やかに手続きしてください。
- (3) 家計の主宰者について
 - ・祖父母等と同居し、父母の年間収入が88万円未満(合計所得23万円未満)の場合、祖父母等を 「主に生計を維持する者」として、市町村民税額を基に保育料及び副食費免除を決定します。住民票 上、同一住所であれば別世帯でも同居に含まれます。

保育料の試算方法

保育料・副食費の階層区分は、市町村民税納税通知書に記載された税額で確認できます。 給与所得者と事業者では納税方法(特別徴収・普通徴収)や通知書の様式が異なります。 確認方法の詳細は右記の二次元コードから市ホームページへアクセスし、ご覧ください。 ※松阪市で課税されている方は窓口で試算可能です。



令和 8 年度保育料·副食費免除基準額表

【保育料】 (※保育料は公私立問わず、同じ金額です。)

n++		7 = 7	10				保育料月額		
階層				ける教育・保育	3 歳未	3 歳以上児			
層		1未	護有寺の	属する世帯の階		標準時間	短時間		
1		<u></u>	生活保護法	去による被保護世		0円	0円		
2		去町±	対民税非認	₽₩ ₩		ひとり親世帯等	0円	0円	
3		ון דיין ו	りたがだみト記	林优 巴市		その他世帯	0円	0円	
4		所得割 合算	額	40 600 III	土洪	ひとり親世帯等	6,500円	6,350円	
4	市		48,600 円 未清	未満	その他世帯	13,000円	12,700円		
5	町	48,600円	以上	67,000円	未満	ひとり親世帯等	6,500円	6,350円	
3	村	40,000 []	以上	07,000 🗀	不问	その他世帯	19,000円	18,600円	0円
	民	67,000円	以上	77,101円	未満	カレ!! 親世学生	6,500円	6,350円	
6	税	77,101円	以上	114,000円	未満	ひとり親世帯等	25,000円	24,500円	
	課	67,000円	以上	114,000円	未満	その他世帯	25,000円	24,500円	
7	税	114,000円	以上	169,000円	未満		31,000円	30,400円	
8	世	169,000円	以上	250,000円	未満		37,000円	36,300円	
9	帯	250,000円	以上	340,000円	未満		43,000円	42,200円	
10		340,000円	以上				49,000円	48,100円	

【副食費】 免除基準

階層		入所児童におけ 保護者等の属	1 号認定	2 号認定		
1		生活	保護世帯等		0円(免除)	0円(免除)
2		所得割 合算額	未満の世帯	ひとり親世帯等	0 円(免除)	0 円(免除)
	市町村民税	57,700円	小川の店店	その他世帯	013(光脉)	013(元序》
3	課税世帯		未満の世帯	ひとり親世帯等	0円(毎除)	0円(免除)
3	一本似巴市	77,101円	不何い世市	その他世帯	0 円 (免除)	免除対象外
4		77,101円	以上の世帯		免除対象外	免除対象外

上記の表に掲げるひとり親世帯等とは、次のいずれかに該当するものです。

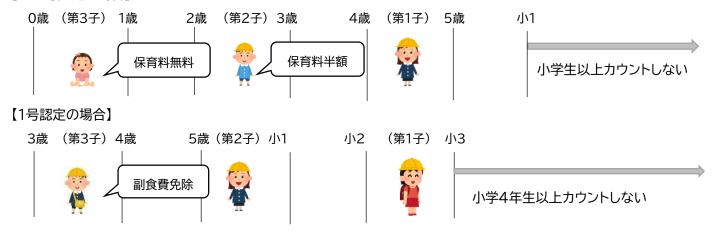
- (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定するひとり親家庭の世帯
- (2)身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯
- (3)特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯
- (4)国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯
 - (注1)保育料の額・副食費免除の決定を行う基となる市町村民税額は、住宅借入金(住宅ローン)等特別控除 や寄附金税額(ふるさと納税)控除等の税額控除をする前の税額です。

保育料・副食費の軽減について

①多子軽減 : 「在籍証明書」が必要な場合があります。

同一世帯から2人以上、幼稚園、保育園、認定こども園等に入園されている場合、在園児の2人目にあたる児童は保育料が半額(副食費は半額になりません)、3人目以降の児童は保育料・副食費が無料になります。

【2・3号認定の場合】



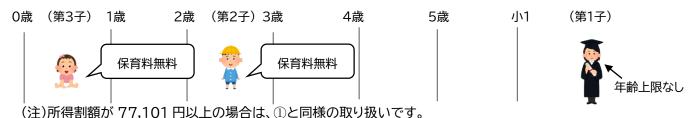
②年齢上限撤廃の多子軽減

所得割合算額が 57,700 円未満で生計を同一にするきょうだい等を監護している場合、年齢に関係なく第1子から多子軽減対象となります。保育料は第2子が半額、第3子以降は無料、副食費は3歳以上の全子どもが無料です。



③ひとり親世帯等の保育料の軽減: 家庭状況に変更があった場合、ご連絡ください。

所得割合算額が 77,101 円未満のひとり親世帯等で、生計同一のきょうだい等を監護している場合、第1子から多子 軽減の対象です。保育料は第1子が「令和 7 年度保育料・副食費免除基準額表」に基づく額、第2子以降は無料です。



④ワンモアベイビー支援

※オンライン申請が必要です。

支援対象となる子どもの保育料が無料又は副食費が免除になる<u>松阪市独自の制度</u>です。市内の幼稚園、保育園、認定こども園・小規模保育事業所を利用する児童のうち、令和8年4月 1日時点で18歳未満の兄姉が2人以上いる児童(第3子以降)が対象です。



減免対象は、令和8年4月分から令和9年3月分までの保育料(0~2歳児クラス)、副食費(3~5歳児クラス)です。



入園後の手続きについて

教育・保育給付認定の変更

保育を必要とする理由や就労時間が変わる場合、<u>希望月の前月までに</u>、こども未来課又は地域振興局にて認定変更申請をしてください。必要書類は理由に応じて変わりますので、12ページでご確認ください。

認定こども園に入園している場合は、家庭状況の変化等により、1 号認定と 2 号認定とを切り替えることができます。 切り替える場合には希望月の前月の15日までに、こども未来課又は地域振興局にて認定変更申請してください。

利用施設の退園

入園要件がなくなる場合は退園となります。該当する場合は事前にこども未来課や利用施設へ相談し、「退園届」 を在籍園へ提出してください。

(例) 松阪市外へ転出する、教育・保育給付認定の期間が満了になった、連続して2か月間通園しなかったなど

利用施設の転園

転園を希望する場合、希望月の前月15日までに「入園施設変更申込書」を在籍園へ提出してください。転園が内 定すると元の園に戻ることはできません。必要がなくなった場合は締切日までに申込み取下手続きをしてください。

市外の保育施設の利用(広域入所)

原則、居住している市町村で保育の提供を受けることになるため、松阪市在住の方は、市外の保育施設を利用することができませんが、次の利用条件のすべて満たす場合のみ「広域入所」として市外の保育園・認定こども園(2号・3号認定)を利用できる可能性があります。

【利用条件】

- 1. 双方の市町村が広域入所の取り扱いをしていること。
- 2. 保育を必要とする理由が母の里帰り出産、又は父母の就労先が松阪市外であり松阪市内にあるいずれの園へも 送迎が時間的に不可能であること。
- 3. 松阪市へ入園申込を行っておらず、入園希望月に他の幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所に在園していないこと。
- 4. 松阪市及び入園希望園のある自治体の双方が、広域入所が必要であると判断すること。

【手続き】

- 1. 松阪市に住み、他市町村の保育施設への入園を希望する場合は、こども未来課へご相談ください。
- 2. 松阪市外に住み、松阪市内の保育施設への入園を希望する場合は、居住地の担当部署へご相談ください。



特別保育について

延長保育(2号・3号の保育標準時間認定)

保護者の勤務形態や事情により必要な場合、有料で延長保育を行っています。

・実 施 園 : 私立保育園全園、第一保育園

※延長保育の利用を希望する場合は事前に詳細を各園へ確認してください。

超延長保育(2号・3号の保育標準時間認定)

在籍園の閉園時間以降も保育が必要な児童に、超延長保育(~21:00)を実施しています。

・対象児童:松阪市内の公私立保育園、認定こども園(2号・3号認定)等の在園児童

・実 施 園:春日保育園内 休日保育ルーム

在籍園から春日保育園までの移動は保護者の手配が必要です。(ファミリーサポート事業など)

・利用方法:利用区分によっては、事前に利用登録が必要です。

※超延長保育の利用を希望する場合は、入園後に在籍園へ確認してください。

休日保育(2号・3号認定)

保護者の勤務形態などやむを得ない事情のため、日曜、祝日、年末(12月29日~31日)に家庭での保育ができない場合、休日保育を実施しています。※年始(1月1日~1月3日)は除く。

・対象児童:松阪市内の公私立保育園、認定こども園(2号又は3号認定)等の在園児童

・実 施 園:春日保育園内 休日保育ルーム

・利用方法:事前に利用登録が必要です(※登録には1週間程度かかります)。

※休日保育の利用を希望する場合は、入園後に在籍園へ確認してください。

<u>預かり保育(幼稚園・認定こども園1号認定)</u>

保護者の仕事の都合などで、通常の教育時間を超えて預ける必要がある場合に、14:00~16:30までのうち必要な時間、入園している幼稚園・認定こども園で児童をお預かりします。

- ・実施園:鎌田幼稚園、伊勢寺幼稚園、松尾幼稚園、射和幼稚園、豊地幼稚園、中原幼稚園、中川こども園、 豊田こども園、三雲北こども園、三雲南こども園
- ・対 象:預かり保育を実施する幼稚園・認定こども園の児童で、その保護者(父母両方及び 65 歳未満の同居祖父母)が就労・出産・疾病・介護等の理由により預かり保育を実施する時間に保育を必要とする 児童
- ・利用料:日額300円(月12日以上の利用の場合は月額3,500円)のほか、おやつ代等必要。
 - ※長期休業中は、8:30~16:30までの内、必要な時間について実施。
 - ※土曜・日曜・祝日、年末年始・お盆休み、学期開始前後や行事準備日等は実施しません。
 - ※新入園児の利用は、園児が園生活に慣れてからの実施としますが、各園で設定されている給食開始以降の利用とします。
 - ※保護者(父・母両方)が月 64 時間以上就労をしている等の条件を満たし、「子育てのための施設等利用給付2号認定」(保育の必要性の認定)を受けた場合、預かり保育の保育料が無償(0円)となります。

病児及び病後児保育について

児童が未だ病気の回復期に至らない、又は病気の回復期にあって、集団保育が困難で児童の保護者等が保育を行うことが困難な場合に、一時的に保育する事業です。

	総合託児施設「アリス」	病児病後児保育室ミー			
施設	(併設施設:おおはし小児科)	(併設施設:安田小児科内科)			
	☎21-7722 大足町 671-2	杰 28-8832 上川町 2194-3			
	乳幼児及び小学校 6 年生以下				
対 象	・入院の必要はないが完治しておらず、集団保育	育が困難な児童			
	・保護者が家庭や勤務などの都合で保育できない児童				
料金	日額1人2,000円(生活保護世帯は0円)				
↑ ↑ 1 1	※別途、併設する医療機関での診察料が必要です ※昼食は持参してください				
	月曜日~土曜日 8:30~17:00	月曜日~金曜日 8:30~17:00			
利用日時	*木曜日は前日からの利用者のみ	*利用可能な場合もあるため要問合せ			
	祝日・年末年始・併設する病院の休診日はお休る	7			
	事前に利用登録が必要です。				
	ご利用の際は、前日までに利用希望の医療機関へ連絡をしてください。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				
申込方法	当日の医師の診察により、利用の可否を決定します。登録方法などの				
1,2,3,2	詳しい情報は右記の二次元コードからアクセスして確認してください。				

病児及び病後児保育の送迎サービスについて

保育園、認定こども園(2号・3号のみ)で児童が体調不良となった際、保護者が仕事等の都合で迎えに行くことができない場合、病児・病後児保育施設の保育士が保護者の代わりに迎えに行き、診察後、病児・病後児保育施設で一時的にお預かりする事業です。

施設	病児病後児保育室ミー(併設施設:安田小児科内科)
対象	市内に住所を有し、市内の保育園・認定子ども園 <u>(2号・3号のみ)</u> に入園している <u>満1歳以上の児童</u>
利用料	・病児・病後児保育利用料 日額1人 2,000円(生活保護世帯は0円) ・保育園から施設までのタクシー代(タクシー料金の一部をご負担いただきます) ※別途、併設する医療機関での診察料が必要です
利用日時	病児病後児保育室ミーの開所日時に準じます ※17 時までにお迎えをお願いします
申込方法	事前に送迎対応利用登録申請書にてこども未来課、又は各地域振興局地域住民課の窓口へご登録ください。その後、施設との面談を必ず受けてください。 詳しくは右記の二次元コードからアクセスして確認してください。

一時預かり保育について

保護者等の育児に伴う心理的及び肉体的負担を解消するためのリフレッシュ保育や保護者等の疾病、災害、事故介護、冠婚葬祭などの社会的理由による緊急的保育などに対応するための事業です。

施設	総合託児施設「アリス」 221-7722 大足町 671-2 (併設施設:おおはし小児科)					
対象	市内に住所を有し、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった児童					
	1,000円~2,500円(年齢や利用時間による)					
	※昼食は持参ください。					
利用料	※緊急時(当日申込、当日利用)のご利用の場合は、上記に 500 円加算となります。					
	※第2子以降のお子さんを出産後12カ月以内の世帯、児童扶養手当の資格をお持ちのひと					
	り親世帯の保護者等で希望される方に1回分の無料チケットを配布いたします。					
	月曜日~土曜日 8:30~17:00					
利用日時 ※日曜日・祝日・年末年始・盆休み等を除く。						
※利用できるのは原則として1週間に3日以内。						
	事前に利用登録申込書にてこども未来課、又は利用施設へご登録ください。					
	その後、施設との面談を必ず受けてください。 回録話がは 回					
申込方法	無料チケットをご希望の方は、こども未来課にてお申込みください。					
	詳しくは右記の二次元コードからアクセスして確認してください。					

施設	子育て支援センター「ふれんず」 26-0051 西ノ庄町150						
対象	松阪市に住民票があり、生後 6 か月から 2 歳児(3 歳の誕生日の前日まで)のお子さん						
利用料	300円/30分(30分単位で計算します) ※申請者の都合による遅延で利用時間が短縮又は延長した場合は、30分単位での料金をいただくこととなります。						
利用日時	月曜日〜金曜日 10:00〜16:00(予約受付は15 時まで) ※祝日・年末年始を除く。 ※利用できるのは1か月に5回まで。						
申込方法	事前に電話又は利用施設にて予約してください。 当日も空きがある場合は、当日予約、当日利用も可能です。 詳しくは右記の二次元コードからアクセスして確認してください。						
その他	 ○歳から就学前の保育園・幼稚園に通ってみえないお子さんを対象に、子育て中の親と子が気軽に集い相互交流ができる場として、子育て支援センターを開設しています。 各支援センターには、保育士が常駐しています。 子育て支援センターの一覧は右記の二次元コードからアクセスして確認してください。 						

その他、子育て関係サービス一覧

<u>認可外施設</u>

松阪市内に所在する認可外保育施設で、松阪市に届け出をしている施設は以下の通りです。利用対象年齢、保育時間、保育料、利用申込みの方法、空き状況の確認等については、直接各施設へお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号	保育時間	一時預かり利用 チケット
松阪乳幼稚園	駅部田町 1912	23-6379	平日·土7時30分~18時30分 日·祝休園	×
メープルリーフ インターナショナルスクール	田村町 165-4	21-7776	平日9時~14時 時間外7時45分~9時、14時~18時	×
Happy Tree International Preschool	大黒田町 565-2	090-5860- 0443	平日9時~15時 時間外15時~17時	×
乳幼児・一時預かり所 「ちびっこはうす」	久保田町 161	30-6105	平日・土・日・祝8時30分~17時 12月28日~1月3日休み	0
保育ルーム あっぷっぷ	京町一区 14-6	090-7860- 0292	平日·土·日8時30分~18時 時間外7時~8時30分、18~21時 祝、第2·4土曜定休	0
子育てサロン あっぷる	大黒田町 1642	31-2315	平日・土8時~18時 時間外(18時~8時)・土・日・祝は 予約に応じて開所	0
保育ルーム39	嬉野野田 町30-47	090-5455- 7070	平日8時30分~17時 土・日・祝は応相談	0
保育園エトワール	山室町 690-2	67-5826	平日·土·日·祝 7時30分~18時30分 時間外18時30分~19時30分	×
SMILE	久保町 835-4	29-7171	金曜18時~26時 土·祝8時~26時 時間外(金·土·祝26時~)	×

一時預かり利用チケットの配布

子育てをされている保護者のリフレッシュやストレス軽減のために、認可外保育施設で利用できるチケット 10,000円分(2,000円分×5枚)を配付しています。

(対象) 令和5年4月2日以降にお生まれのお子さんがいる保護者

認可外保育施設 利用時の給付

詳しくは HP でご確認ください。

認可外保育施設や幼稚園の預かり保育、新制度未移行の幼稚園等を利用される方が、 施設等利用給付認定を受けることで、利用料等が一部無償になる制度です。



詳しくは HP でご確認ください。

<u>ファミリーサポートセンター</u>

「子育てを応援してほしい人」(依頼会員)と「子育てを応援したい人」(援助会員)がファミリーサポートセンターを橋渡しにして、会員同士が子どもの預かりなどを一時的、臨時的に有料で応援しあう組織です。 会員になるには登録(無料)が必要で、お子さんを預かる前に事前打ち合わせ(マッチング)をしておきます。

・援助できる内容…保育園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等への送迎、保育園等の 始業時間前又は就業時間後、趣味や息抜きの時間、緊急時の預かり



詳しくはHPでご確認ください。

幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所一覧表

○延長保育 18:00~19:00 ●超延長保育 18:00~21:00 ◆預かり保育 14:00~16:30 早朝保育の実施時間は 7:00~8:30 となっています。

園区分	公私立の別	番号	園名	所在地	電話番号	定員(人)	開園時間 平日 (土曜)	延長保育	超延長保育	預かり保育	0 歳児保育 (※1)
幼	公	1	鎌田幼稚園	鎌田町 805	52-0168					♦	
幼	公	2	伊勢寺幼稚園	伊勢寺町 304	58-0124					•	
幼	公	3	阿坂幼稚園(※2) ※令和9年3月閉園	小阿坂町 3325	58-0215						
幼	公	4	港幼稚園	荒木町 16	51-8610						
幼	公	5	-	豊原町 1120	28-4853						
幼	公	6	花岡幼稚園	大黒田町 635-1	21-3942	85	8:30~14:00				
幼	公	7	松尾幼稚園	丹生寺町 633	58-2484	85	(土曜保育なし)			•	
幼	公	8	射和幼稚園	庄町 737	29-2131					*	
幼	公	9	松江幼稚園	川井町 366-1	21-6147						
幼	公	10	山室幼稚園	山室町 1807	29-6015						
幼	公	11	豊地幼稚園	嬉野下之庄町 327-1	42-4969					•	
幼	公	12	中原幼稚園	嬉野田村町 399-2	42-2129					*	
J	公	13	みなみこども園	小片野町 2304-2	34-0083	40	7:30~18:00 (7:30~12:00)				概ね生後 満4か月~
٦	公	14	中川こども園	嬉野中川町 1854	42-3040	315	7:30~18:00 (%3)			•	3・4・5 歳児 クラスのみ
٦	公	15	豊田こども園	嬉野川北町 1346-8	42-4373	147				*	
z	公	16	三雲北こども園	肥留町 551	56-3305	351	7:30~18:00 (7:30~18:00)			•	
٦	公	17	三雲南こども園	小津町 577-3	56-2524	422				♦	概ね生後
٦	公	18	飯南ひまわりこども園	飯南町横野 839	32-3688	100					満4か月~
J	公	19	飯南たんぽぽこども園	飯南町粥見 4018	32-4349	100	7:30~18:00 (7:30~12:00)				
٦	公	20	やまなみこども園	飯高町宮前 112	46-0056	90					
保	公	21	第一保育園	殿町 1563	53-4482	125	7:00~19:00 (7:30~18:00)	0			
保	公	22	第二保育園	泉町 1734	21-1449	125					
保	公	23	白鳩保育園	京町一区 21-4	51-1553	125	7:30~18:00 (7:30~12:00)				概ね生後
保	公	24	東保育園	東町 1-1	51-6016	80	,				満4か月~
保	公	25	西保育園	船江町 2717	21-1959	150	7:30~18:00 (7:30~18:00)				
保	公	26	大河内保育園	矢津町 5	36-0031	100	7:30~18:00 (7:30~12:00)				

保	公	27	春日保育園	春日町二丁目 207	21-6842	200	7:30~21:00 (7:30~18:00)		•		
保	公	28	つばな保育園	茅原町 575-1	34-1006	80					
保	公	29	三郷保育園	若葉町 163-26	51-3939	130	7:30~18:00 (7:30~12:00)				
保	公	30	駅部田保育園	駅部田町 1569-2	23-8575	130					
保	私	31	松阪仏教愛護園	愛宕町二丁目 63	21-1443	130		0			概ね生後
保	私	32	若葉保育園	松ヶ島町 1007-1	51-0808	160		0			満4か月~
保	私	33	みどり保育園	川井町 338-2	23-5697	170		0			概ね生後 満3か月~
保	私	34	つくし保育園	大塚町 242-1	51-7624	160		0			
保	私	35	神戸保育園	下村町 2475	29-2304	240		0			
保	私	36	久保保育園	久保町 1245	29-1496	140		0			概ね生後 満4か月~
保	私	37	さくら保育園	大足町 701-1	23-6900	320	7:00~19:00	0			_
保	私	38	つくし第二保育園	櫛田町 107	28-4916	140		0			
保	私	39	山室山保育園	光町 1053	23-7534	210	(7:00~19:00)	0			概ね生後 満3か月~
保	私	40	わかすぎ第二保育園 (※5)	立野町 518	26-5188	160		0			概ね生後 満2か月~
保	私	41	つぼみ保育園	久保町 1887-82	29-5567	210		0			概ね生後
保	私	42	ひまわり保育園	上川町 1570-1	28-4711	120		0			満4か月~
保	私	43	松阪清泉愛育園 (※5)	大黒田町 609	30-8220	180		0			
保	私	44	わかすぎ保育園 (※5)	嬉野中川町 1263-1	42-5510	160		0			概ね生後
保	私	45	嬉野保育園	嬉野上野町 1304-9	48-0300	180		0			満2か月~
保	私	46	わかすぎ第三保育園 (※5)	甚目町 653-1	20-8255	130		0			
小	公	47	こだま小規模保育事 業所(※4)	嬉野須賀領町 9-1	42-7204	19	7:30~18:00 (※3)				概ね生後
小	私	48	ちいさな保育園 (※4)	駅部田町 1423-4	67-4404	19	7:00~18:00 (7:00~18:00)				満4か月~

- (※1) 月齢の低い0歳児は、早朝保育、延長保育、土曜日保育が困難な場合がありますので、希望園でご確認願います。
- (※2) 阿坂幼稚園は、令和9年3月末閉園のため、新規入園申込みは受付けません。(在園児童の兄弟等は除く)
- (※3) 中川こども園、こだま小規模保育事業所に在園中で、土曜保育を希望する場合、豊田こども園での実施となります。
- (※4) こだま小規模保育事業所、ちいさな保育園は0~2歳児が対象のため、入園後3歳児クラスの時点で転園が必要です。
- (※5) わかすぎ保育園、わかすぎ第二保育園、わかすぎ第三保育園、松阪清泉愛育園については、令和8年4月より認定こども 園となる予定です。詳しくは、P2でご確認ください。

【幼稚園について】

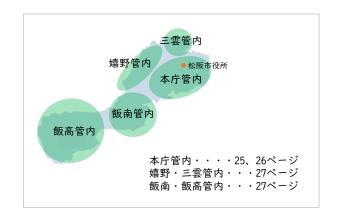
- ・募集の結果、総園児数が15人未満となった場合には、休園等について検討することがあります。
- ・クラスごとの在園児数が少数となる場合は、混合保育とすることもあります。



保育施設一覧

市内の保育施設の地図一覧です。 施設名に書かれている数字は、 23、24ページの施設一覧表とリンクしています。

※松阪市立東部北小学校、松阪市立東部南小学校、松阪市立よねのしょう小学校については 令和8年4月開校予定です。



【本庁管内】

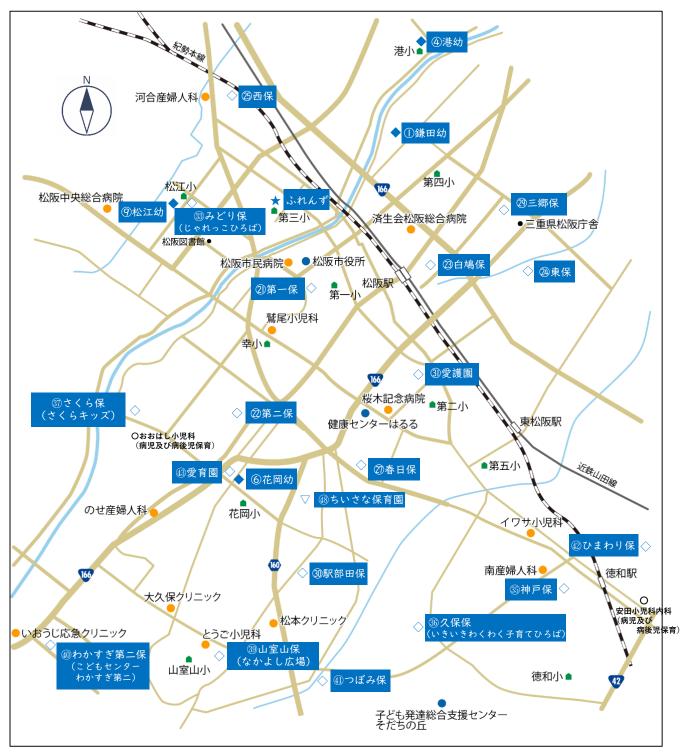
◆幼稚園 ◇保育園 ▼こども園 ▽小規模保育事業所

凡例 ★子育て支援センター

※園内に子育て支援センターがある場合は()で示しています。



【本庁管内(拡大図)】



【嬉野・三雲管内】



【飯南・飯高管内】



松阪市の子育て応援施策について ご紹介します。



ワンモアベイビー支援

保育園・幼稚園・認定こども園に通う 子どもが、生計を同一とする18歳以下の 第3子以降の場合、保育料と副食費が 免除されます。詳細は17ページ参照





病児・病後児 保育送迎サービス

保育園・認定こども園でお子さまが体調 不良となった際、保護者が迎えに行けな い場合、病児保育施設の保育士が迎えに 行き、診察後一時的にお預かりする 事業です。詳細は20ページ参照

保育コンシェルジュ事業

子育ての悩み相談に応じ、個々に合った 支援情報やサービス利用のサポートを提 供するとともに、保育園選びから入園手 続きまで保護者の仕事と子育ての両立 を応援します。





おむつ等の 定額利用サービス導入

公立保育園・こども園等では、おむつ&おしりふき、エプロン&手口ふきの定額利用サービスを導入しています。詳細は保育用品等金額表を参照してください。 ※私立は園によって対応が異なります。



入園申込が自宅でスマホで20分!

オンライン申込実施中

※幼稚園・認定こども園(1号)・入園予約はオンライン申込を実施していません。



オンライン申込に チャレンジしてみてね[©]

詳細は7ページでご確認ください。

園情報一覧	各園の位置図	申請手続きナビ
		入園申込に必要な手続き等を案内します。